

令和6年度 第2回大磯町総合教育会議 議事録

1. 日 時 令和7年1月23日(木)
開会時間 午前11時15分
閉会時間 午前12時00分
2. 場 所 大磯町役場本庁舎4階 第1会議室
3. 構成員 池 田 東一郎 町長
府 川 陽 一 教育長
濱 谷 海 八 教育長職務代理(欠席)
曾 田 成 則 教育委員(欠席)
トーリー 二 葉 教育委員
末 續 慎 吾 教育委員
4. 事務局 藤 本 道 成 政策総務部参事(政策担当)
秋 本 篤 史 政策総務部政策課長
成 田 一 平 政策総務部政策課政策係長
伊 藤 諄 政策総務部政策課主任主事
大 槻 直 行 教育部長
波多野 昭 雄 教育部学校教育課長
辻 丸 聖 順 教育部学校教育課主幹(コミュニティ・スクール推進担当)
5. 傍聴人 0人
6. 議 題
協議事項
(1)「大磯町における今後のいじめ防止対策について」
(2)「児童生徒の事故等の状況について」

7. 会議概要

【開会】

政策課長） ただ今から、令和6年度第2回大磯町総合教育会議を始めさせていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます、政策総務部政策課長の秋本でございます。

よろしくお願いいたします。

総合教育会議は、原則、公開での開催となりますが、本日の協議事項（2）「児童生徒の事故等の状況」につきましては、個人情報等の保護の観点から、非公開とさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、始めに、池田町長から御挨拶申し上げます。

池田町長、よろしくお願いいたします。

【池田町長挨拶】

池田町長） 本日は、御多忙のところ、令和6年度第2回大磯町総合教育会議に御出席いただき、ありがとうございます。

会議に先立ちまして、一言、御挨拶をさせていただきます。

本日の総合教育会議の議題は、第1回総合教育会議の議題に引き続き、「大磯町におけるいじめ防止対策について」です。

前回の会議で、大磯町のこれまでのいじめに対する対応経過や今後の防止対策についての方向性をお話させていただき、（仮称）大磯町こどもをいじめから守る条例の制定に向けて、委員の皆様からも活発な御意見、御提案をいただきました。

また、12月議会において議員の皆様から条例制定に係る御意見等もいただいておりますが、町としては、いじめ重大事態認定被害児童及び保護者から「健全な公教育の担保と再発防止」を御要望されていること、そして、新たないじめを生まないようにするために一日も早く条例の制定に向けて取り組んでいきたいと考えています。

本日の会議は、（仮称）大磯町こどもをいじめから守る条例の制定に向け、町民説明会やパブリックコメントを実施し、町民の皆様からの様々な御意見をいただき、条例素案に反映しましたので、条例案の作成に向けて、改めて皆様から、御意見、御提案をいただきたく、有意義な会議となりますよう進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

政策課長） 池田町長、ありがとうございました。

それでは、議事に移らせていただきます。議事に入ります前に、本日、お配りしています資料の確認をさせていただきます。まず、会議の次第、2つ目が総合教育会議の構成員名簿、3つ目、席次表、4つ目、資料1「大磯町における今後のいじめ防止対策について」、以上4点となりますが、資料はお揃いでしょうか。

それでは、これから、議題に入らせていただきます。

議事の進行は、大磯町総合教育会議要綱第4条第1項の規定により、「町長が議長となる」

とされていますので、議事の進行につきましては、池田町長にお願いしたいと思います。

池田町長、よろしくお願いいたします。

【協議事項（１）「大磯町における今後のいじめ防止対策について」】

池田町長） それでは、議長を務めさせていただきます。議事が円滑に進むよう、皆様の御協力をお願いします。会議次第に基づきまして、進めてまいります。

本日の議題は２件です。協議事項（１）「大磯町における今後のいじめ防止対策について」事務局より説明をお願いします。

政策課長） 事務局です。それでは、「大磯町における今後のいじめ防止対策について」、御説明します。資料１の１ページを御覧ください。「１（仮称）大磯町子どもをいじめから守る条例（素案）」についてです。

まず、「（１）町民説明会での主な御意見等及び町の対応について」でございます。

昨年の１２月８日に、保健センター及び国府支所の２会場で、（仮称）大磯町子どもをいじめから守る条例（素案）に係る町民説明会を開催いたしました。

当日は、２会場合計で２９名の方に御参加いただき、貴重な御意見や御提案をいただきました。その結果については、参考資料１にまとめてありますので、裏面２ページの参考資料１を御覧ください。

詳細な説明は省略いたしますが、左側が主な御意見等、右側が町の対応となっており、上段が当日の回答、下段の矢印以降に記載したものは、町の考え方を示しています。

資料は、１ページ目へお戻りください。

次に、「（２）パブリックコメントでの御意見等及び町の考え方について」でございます。

昨年１２月２日から今年１月６日までの期間で実施しました、条例素案に対するパブリックコメントについては、５名の方から合計で３４件の御意見をいただきました。その結果については、参考資料２にまとめてありますので、９ページの参考資料２を御覧ください。

詳細な説明は省略いたしますが、左側に主な御意見等、右側に町の考え方を記載しています。なお、パブリックコメントの結果については、２９日に説明を予定しています総務建設常任委員会協議会以降に町ホームページで公表する予定です。資料は、１ページ目にお戻りください。

次に、「（３）（仮称）大磯町子どもをいじめから守る条例（素案）について」でございます。

ただ今御説明しました「町民説明会」及び「パブリックコメント」での御意見等について、条例素案に反映できる御意見等は反映いたしました。２６ページから２９ページにかけての参考資料３が御意見等を反映した条例素案となります。参考資料３の下線を引いた部分が、御意見等を反映した部分となります。主な修正点としましては、前回の総合教育会議で御提案いただきました「ですます調」への変更やより条例の内容が読み手に伝わりやすくなるよう補足で文言を加筆等させていただいています。資料は、１ページにお戻りくだ

さい。

最後に、「2 今後のスケジュールについて」でございます。

当初のスケジュールでは、3月議会定例会で条例案を提案させていただく予定でしたが、町民説明会やパブリックコメント、議員の皆様からの御意見等を踏まえ、町民の皆様への周知期間を十分にとって進めていきたいと思いますので、6か月後ろ倒しにする形に変更しています。つきましては、表の2段目になりますが、1月24日の「福祉文教常任委員会協議会」、また、1月29日の「総務建設常任委員会協議会」において、議員の皆様から御意見をいただきたいと思っています。

その後、4月下旬から5月上旬にかけて、総務建設常任委員会協議会、福祉文教常任委員会協議会において、条例案及び関連条例改正案等について説明いたしまして、6月議会定例会に提案する予定です。

そして、議会で条例案をお認めいただきましたら、町民の皆様への条例等の周知期間を経まして、10月1日の条例の施行を考えています。

説明は、以上です。

池田町長）ただいま、事務局から説明がありました。

御質問や御不明な点、御意見などがありましたらお願いします。

第1回総合教育会議で教育委員の皆様には積極的に推進してほしいと御意見をいただいていたのですが、議会に説明したところ「時期尚早ではないか」という御意見がかなりありました。町民説明会やパブリックコメントを実施しましたが、意見は半々くらいに分かれていました。当初は今年4月から施行を予定していましたが、半年先送りをして十分な体制を整え、町民の周知や案内をさせていただいた後、今年の10月に施行するようスケジュールを変更しました。

トーリー委員） 前回の総合教育会議でも御意見させていただきましたが、もっと早く条例や制度を作っておくべきであったと考えています。半年先送りになったのは残念ですが、その分、時間をかけて周知することができると思いますので、「(仮称)大磯町こどもをいじめから守る条例」の制定をきっかけとして学校の教職員、保護者、児童生徒だけでなく、大磯町全体で「いじめ」に対する共通認識を持って、いじめに対してチーム大磯として立ち向かっていけるようにしてほしいです。町全体で子どもを育てることが重要だと考えています。

池田町長） 私たちも一日も早く条例を制定して進めていこうと考えていましたが、議会からは現在の第三者委員会で調査報告書をまとめている案件が終わり、課題点を整理してから条例の制定など体制を整えた方が良いと言われています。

トーリー委員） 条例制定と現在の案件は別の話と考えます。

池田町長) 私も同感であり、これから起こるいじめに対応するため、一日も早く体制を整えた方がしっかり対応できるのではないかと考えていました。

しかし、町民説明会でも時期が早いのではないか、今の制度の問題点が色々あるのではないかという意見がありましたので、そのことも配慮して、問題点があるのであれば、整理する時間を取らせていただきたいと思います。

トーリー委員) 半年の間でしっかり話し合ってほしいです。

パブリックコメントの5名という人数は多いのでしょうか。

池田町長) 私は少ないと思っています。

トーリー委員) 大磯町民の方々は関心が高いと感じていたため、もう少し意見が出ると思っていました。5名という人数は少し驚きました。

池田町長) パブリックコメントの状況を踏まえると、一般的には「いじめ」が身近にはないように感じます。しかし、身近にある方にとっては大変重要な問題であるため、そのような方々の御意見や御要望はしっかり受け止めなければなりません。数は少ないですが、一つひとつの御意見は大事にしていきたいです。

末續委員) 半年の間に周知活動が重要になると感じます。せっかく本格的に取り組んでいるため、上手く町民に伝わると良いなと思います。

池田町長) そのとおりだと思います。いじめの問題点は、そんなに起きるわけではないですが、起きてしまう可能性があるということです。自分事として注意喚起をいかにしていくかが大切ですが、自分事と思わない人が多く、そういう人はなかなか注意喚起してくれないと思います。

トーリー委員) 保護者の方々も自分の子がいじめられて初めて考えることが多いと思います。

池田町長) 丁寧に時間をかけて、大人も子どもも「いじめは良くないこと」と動機付けしていくことが必要だと思います。

末續委員) 認知してもらうことから進めていくのが良いと思います。

池田町長) 学校で「いじめ」が認知された後では、行政が間に入るという状況ではない場合があります。初動よりも前段階のうちに、みんなで対応しなければならないと考えます。

教育長) 町として新しく条例を制定することに非常に意義があると思います。

平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行されましたが、様々な事例が出ている中で、法律の解釈だけでいじめの対応を決めていくのには限界があります。

町で条例を制定して、子ども、保護者及び町民全員でいじめ防止について新たに考えることができ、非常に意義があると思います。

もう一つ、いじめに対する相談窓口を作ることも非常に必要であり、隠れたいじめを見つけたり、まちぐるみでいじめを解決することもできます。また、親や子どもも自分の家庭内での行動を見つめ直すことや、地域の人たちも自分たちでできることはないか考えてもらうことができます。この2つの取組みは求められているところだと思いますし、もっと早く進めて良かったと感じていますが、周知期間を踏まえて、早く6月から進められれば良いと思っています。

池田町長) どうもありがとうございました。

それではこれで協議事項(1)「大磯町における今後のいじめ防止対策について」は終了させていただきます。

ここで一旦進行を事務局にお返しします。

政策課長) 池田町長、ありがとうございました。続きまして、協議事項(2)「児童生徒の事故等の状況について」に入らせていただく前に、冒頭でもお知らせしましたとおり、非公開の議題とさせていただきます。

それでは、協議事項(2)「児童生徒の事故等の状況について」に入らせていただきます。

再び、議長の池田町長に、議事の進行をお願いいたします。

池田町長) それでは、協議事項(2)「児童生徒の事故等の状況について」に入らせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。

※ 協議事項(2)「児童生徒の事故等の状況について」は非公開にて協議を行ったため、議事録から削除します。

池田町長) それでは、協議事項(2)「児童生徒の事故等の状況について」は終了させていただきます。

これで本日の議題は全て終了しました。

それでは、進行を事務局へお返しします。

政策課長) 池田町長、ありがとうございました。

それでは、「4 その他」に移らせていただきます。

委員の皆様から、何かございますか。無いようでしたら、事務局から1点、御連絡させ

ていただきます。

総合教育会議の日程等の詳細につきましては、後日、改めて調整させていただきます。
それでは、これをもちまして、令和6年度第2回大磯町総合教育会議を終了いたします。
本日は、誠にありがとうございました。

(以上)